



「老人保健法による地域リハビリテーション ハンドブック」

厚生省公衆衛生局老人保健課監修，芳賀敏彦編

“リハビリテーション”が日本に根付いて20年になる今日，ようやく社会一般の人々にも横文字のままに受け入れられるようになってきた。今までどちらかというと機能の回復中心であったものが，徐々に機能の維持，予防の面にまで目が向けられるようになり，また地域におけるあり方についても問われるに至った。

人口1億余の我が国において，65歳以上の老人人口の占める割合は9.3%（昭和56年現在）といわれる。急速に，しかも高度に進むと予想されるこの高齢化社会に対応し，病気の予防から治療，リハビリテーションまでの一貫した保健サービスを市町村において実施するために，昭和57年8月に“老人保健法”が制定され，この2月に実施の運びとなったことは周知のとおりである。

本書は，市町村において実際にこの事業を担当する者が，日常の指針として活用できるような手引書としてまとめられたものであり，その執筆には厚生省公衆衛生局員，医師，看護婦，PT，OT，SW，などよりその第一人者があっている。

法律というと，私など頭から敬遠してしまうほうだ

が，“老人福祉法”の説明が実に簡明になされ，受け入れやすい。老人を訓練にのせるまでに必要な諸手続，この法でいう機能訓練の範囲，など一読にして理解できるものである。高齢化社会に関し，障害をもつ老人について，リハビリテーションの現状と問題など，この法の実施にあたり参考になる事項も手際よくまとめられている。更には，理学療法の接し方，作業療法の接し方，看護保健面の指導，家庭でできる機能訓練など，実践的なことが老人の特性を心身両面より踏まえたうえで展開されており，手引書として充分活用に値するものである。

機能訓練の部分では，脳卒中・呼吸器疾患・痴呆を中心に述べられているが，中高年者に多い腰痛・下肢痛・五十肩・肩こりなどにも触れられていれば，家庭用としてより利用価値の高いものとなったことと思う。イラストの患者の表現（健肢と患肢の区別）の統一に欠けたのが残念である。

（A5 頁177 ￥2,200 保健同人社 1983）

（上三川病院 作業療法士 篠崎 直子）